

子ども・子育て支援新制度の概要

目的と背景	【背景】	【目的】
	<ul style="list-style-type: none"> ○急速な少子化の進行 ○子育ての孤立感と負担感の増加 ○深刻な保育所、学童クラブの待機児童問題 ○30歳代で低い女性の労働率 ○子育て支援の制度・財源の縦割り 	<ul style="list-style-type: none"> ○質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供 ○保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善 <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消 ・地域の保育を支援 ・教育・保育の質的改善 ○地域の子ども・子育て支援の充実

制度の主なポイント	【制度の骨格】
	<ul style="list-style-type: none"> ○新制度は平成27年4月に本格施行。 ○区市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。 ○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）および小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設 ○地域の実情に応じた子育て支援の充実 ○消費税率の引上げによる恒久財源（0.7兆円程度）の確保

給付事業	施設型給付	地域型保育給付
	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援 ○対象施設 認定こども園、幼稚園、保育所 ○支給要件 <ul style="list-style-type: none"> ・都による事業の認可（認可の仕組みは現行どおり） ・区が新たに定める給付対象の基準を満たすことの確認 ○給付の負担割合 <ul style="list-style-type: none"> ・国1/2、都1/4、区1/4 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに区市町村の認可事業となる小規模保育等を対象とした財政支援 ○対象事業 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 ○支給要件 <ul style="list-style-type: none"> ・区が新たに定める事業の基準に基づく事業の認可 ・区が新たに定める給付対象の基準を満たすことの確認 ○給付の負担割合 <ul style="list-style-type: none"> ・国1/2、都1/4、区1/4

```

graph TD
    A[施設型給付] --> B[認定こども園(0～5歳)]
    A --> C[幼稚園(3～5歳)]
    A --> D[保育所(0～5歳)]
    E[地域型保育給付] --> F[家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育  
(0～2歳)]
  
```

認定区分	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
1号認定	満3歳以上の中学校就学前の子どもであつて、2号認定以外のもの 幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の中学校就学前の子どもであつて、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の中学校就学前の子どもであつて、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 保育所 認定こども園 小規模保育等

地域子ども・子育て支援事業	【対象事業】（子ども・子育て支援法で法定）
	<ol style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業〔新規〕 ②地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば） ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん訪問） ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑦ファミリーサポートセンター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業〔新規〕 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	【費用の負担割合】
	○国1/3、都1/3、区1/3